

しっかりチェック! 最低賃金

滋賀県最低賃金

(平成28年10月6日発効)

時間額

788円

特定(産業別)最低賃金(平成28年12月30日発効)

紡績業、化学繊維製造業、
その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、
その他の繊維製品製造業

時間額

789円

ガラス・同製品、
セメント・同製品、
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、
炭素繊維製造業

時間額

874円

はん用機械器具、
生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額

875円

計量器・測定器・分析機器・
試験機、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額

859円

自動車・
同附属品製造業

時間額

880円

各種商品小売業

時間額

803円

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
- 派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
- 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種等により適用が除外されるものがあります。
- 特定(産業別)最低賃金には上記の他「製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鑄鉄管製造業最低賃金」(時間額 775 円)がありますが、滋賀県最低賃金(時間額 788 円)が適用されます。

お問い
合せ先

滋賀労働局賃金室 ● 077(522)6654

大津労働基準監督署 ● 077(522)6641

滋賀労働局ホームページ <http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

彦根労働基準監督署 ● 0749(22)0654

東近江労働基準監督署 ● 0748(22)0394